

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市中小企業退職金・特定退職金共済掛金補助金
補助事業等の目標	市内中小企業の育成及びその雇用する従業員の福祉の増進を図る。
補助事業等の対象者	市内に事業所を有し、申請するときに事業を営み、かつ、市税を完納している退職金共済契約を締結した中小企業者
補助対象経費	退職金共済契約に係る掛金
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	(1) 共済契約が効力を生じた日の属する月から、掛金を納付した事業主に対し、市内の事業施設に勤務する従業員1人につき1月200円を3年間補助する。 (2) 補助金交付の対象期間は、1月から12月までとする。ただし、掛金を完納しない月は、対象から除外し、又は掛金を前納した場合においては対象期間に係る月分を対象とする。
	【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 定額補助金であるため。
補助事業等の評価	補助事業者からの交付申請書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成9年4月1日
補助事業等の終了時期	
	【終期が3年を超える場合の理由】 継続的な中小企業の育成及びその雇用する従業員の福祉増進を図るため、3年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<用語の意義>

	<p>(1) 中小企業者とは中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する事業主をいう。</p> <p>(2) 退職金共済契約とは法第 2 条第 3 項に規定する退職金共済契約（追加加入契約及び確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）附則第 28 条第 1 項の規定により締結され、同条第 2 項の規定により掛金納付月数が通算されることとなる退職共済契約を除く。）及び所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 73 条に規定する退職金共済契約（追加加入契約を除く。）をいう。</p> <p><補助金の申請></p> <p>補助を受けようとする事業主は、中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書（中退金・特退金）（様式第 2 号—1）に個人及び月別共済掛金内訳書及び中退金共済手帳又は特退金被共済者証の写し（対象者全員分）を添付し、補助金交付対象期間の翌年 3 月 10 日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>退職金共済契約者である事業主に変更があったときは、中小企業退職金共済契約者変更届書（様式第 4 号—1）を市長に提出しなければならない。</p> <p>事業を廃止又は休止したときは事業廃（休）止届書（様式第 4 号—2）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>提出書類</p>	<p>(1) 諏訪市中小企業退職共済掛金補助金交付申請書（中退金・特退金）（様式第 2 号—1）</p> <p>(2) 個人及び月別共済掛金内訳書</p> <p>(3) 中退金共済手帳又は特退金被共済者証の写し（対象者全員分）</p> <p>(4) 中小企業退職共済契約者変更届出書（様式第 4 号—1）</p> <p>(5) 事業廃（休）止届出書（様式第 4 号—2）</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。（附属して提出を要する書類等を添付）</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 工業振興係</p>

平成 24 年 5 月 14 日 一部改正

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正（平成 29 年 4 月 1 日 施行）

平成 31 年 3 月 15 日 一部改正（平成 31 年 4 月 1 日 施行）

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正（令和 2 年 4 月 1 日 施行）